

<参考資料>

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。

(学校保健安全法施行規則第19条)

なお、発症当日は0日目となります。

最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。

○解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

	症 状	発症日 0 日目	発症日 1 日目	発症日 2 日目	発症日 3 日目	発症日 4 日目	発症日 5 日目	発症日 6 日目	発症日 7 日目	発症日 8 日目
例 1	発症後 1 日目 に解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可		
例 2	発症後 2 日目 に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可		
例 3	発症後 3 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可		
例 4	発症後 4 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可	
例 5	発症後 5 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。